

# 仕 様 書

## 1 品名及び規格

- (1) エンジンオイル (4サイクル車用) A P I 規格 S L 以上
- (2) エンジンオイル (2サイクル車用) J A S O 規格 F C 以上
- (3) エンジンオイル (ディーゼル車用) A P I 規格 C F 4 以上
- (4) オイルエレメント (ディーゼル車用) 四輪車用 (大型車・マイクロバスを除く)
- (5) オイルエレメント (ガソリン車用) 四輪車用 (大型車・マイクロバスを除く)
- (6) オイルエレメント (二輪車用)

## 2 契約方法

- (1) エンジンオイル 1 リットル当たりの単価契約とする。
- (2) オイルエレメント 1 個当たりの単価契約とする。

## 3 購入予定数量

- (1) エンジンオイル (4サイクル車用) 5 2 0 リットル
- (2) エンジンオイル (2サイクル車用) 1 リットル
- (3) エンジンオイル (ディーゼル車用) 1 0 リットル
- (4) オイルエレメント (ディーゼル車用) 1 個
- (5) オイルエレメント (ガソリン車用) 4 0 個
- (6) オイルエレメント (二輪車用) 2 0 個

## 4 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 5 納入場所

契約業者の営業所 (給油所) とする。ただし、営業所 (給油所) は船橋東警察署から半径3キロメートル以内、かつ、船橋東警察署管内に所在していることとする。

## 6 エンジンオイル、オイルエレメント納入の条件

- (1) 営業時間中に店頭で警察車両へ納入を行う。ただし、営業時間外においても警察における重大事案等の発生時には、納入等の便宜を図ること。
- (2) 契約物品の納入は、船橋東警察署長の発行する「車両燃料伝票」の提示を受けて実施し、納入後は、納入数量を明示した納品伝票をその都度交付すること。

## 7 請求、支払条件

- (1) 代金の支払いは1か月分を取りまとめて請求すること。その際、請求書に船橋東警察署長発行の「車両燃料伝票」を添付すること。
- (2) 代金の支払いは、正当な請求書を受理した日から30日以内に指定された口座に支払う。

第2号様式

## オープンカウンター見積書

令和 年 月 日

千葉県船橋東警察署長 勝又 憲彦 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
(年間代理人)

入札参加資格決定番号 1 - - -

担当者 氏名

電話番号 ( )

下記のとおり見積いたします。

案件番号 物品-247

案件名称 エンジンオイル及びオイルエレメント

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円		

消費税及び地方消費税を含まない。

(注) 金額は算用数字で記入し、頭部には¥をつける。

別紙

# 内 訳 書

本社の商号又は名称  
(支店等の名称)

物品-247 エンジンオイル及びオイルエレメント

番号	品名	単位	予定数量 ①	税抜単価 ②					金額 (①×②)								
				万	千	百	拾	円	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
1	エンジンオイル (4サイクル車用 API規格SL以上)	リットル	520														
2	エンジンオイル (2サイクル車用 JASO規格FC以上)	リットル	1														
3	エンジンオイル (ディーゼル車用 API規格CF4以上)	リットル	10														
4	オイルエレメント (ディーゼル車用) 四輪車用 (大型車・マイクロバスを除く)	個	1														
5	オイルエレメント (ガソリン車用) 四輪車用 (大型車・マイクロバスを除く)	個	40														
6	オイルエレメント (二輪車用)	個	20														
合 計																	

注 1: 税抜単価は小数点第二位まで記載できるものとする。

2: 合計欄において、1円未満の端数は切り捨てとする。

3: 本内訳書は見積書に添付すること。

4: 本社の商号又は名称(支店等の名称)は必ず記載すること。

5: 合計欄に記載された金額は、見積書に記載された金額と同一であること。